

令和4年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説 明 資 料

《議案補充説明》

1 【議案第144号】	
財産の取得について	1

《所管事項説明》

1 ヤングケアラー支援の取組について	3
2 いじめの重大事態に係る三重県いじめ調査委員会の調査について	7
3 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案） について	9
4 各種審議会等の審議状況の報告について	14

《別冊》

第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（最終案）

令和4年12月12日
子ども・福祉部

議案 第144号 財産の取得について

契約の名称	三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託
履行の場所	津市大里窪田町340番5
契約の金額	139,073,000円（税込み） (5年分のシステム運用保守費用等を含む総契約額： 368,500,000円（税込み）)
契約の相手方の住所及び氏名	津市桜橋二丁目177番地3 株式会社ミエデンシステムソリューション 代表取締役 平岡 光一
契約締結年月日	令和4年10月14日（仮契約日）
契約期間	三重県議会の議決日から令和10年12月31日

契約内容

三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築に係るサーバ機器類を取得する。

契約の方法	総合評価一般競争入札			
入札状況	年月日	令和4年9月20日	価格	最低 335,000,000円
	業者数	1		最高 335,000,000円
	回数	1回	摘要	5年分の保守費用等を含む

入札(見積)結果調書

案件名:三重県立子ども心身発達医療センター医療情報システム再構築・保守業務委託

No.	入札(見積)者名	入札(見積)額(税抜き)		業者状況	入札(見積) 結果
		1回目	順位		
1	株式会社ミエデンシステムソリューション	335,000,000円	1	参加	落札

【所管事項説明】

1 ヤングケアラー支援の取組について

1 概要

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている児童をいいます。年齢や成長度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題であること、また、本人や家族に自覚がないなどの理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

県では、ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援体制の充実に向けて、実態調査や研修を実施するとともに、コーディネーターを中心に関係機関と連携して支援策の検討等を行っています。

2 取組状況

(1) ヤングケアラー実態調査の実施

①アンケート調査

ヤングケアラーの実態に関して、家庭環境や支援の現状などを把握するため、県内すべての市町の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を対象にアンケート調査を行いました。調査結果の速報値は5～6頁のとおりです。

②聞き取り調査

アンケート調査の結果で「ヤングケアラーと思われる子どもがいる」と回答があり、実態を把握している19市町の要対協に対して、その児童の状況や市町の支援状況を詳しく把握するため、聞き取り調査（約80件）を実施したところです。

③実態調査報告書の作成

現在、今年度中の実態調査報告書の作成に向けて、取りまとめ作業を進めています。報告書では、市町においてヤングケアラーを支援する際などに活用できるよう、聞き取り調査で把握した具体的な支援事例等についても掲載する予定です。

(2) 研修の実施

ヤングケアラーの支援体制の強化に向けて、要対協の職員やヤングケアラーへの支援に関わる機関の職員等を対象に研修を実施しています。

【普及研修】

対象者：要対協構成機関等の職員、関係者

目的：ヤングケアラーについての概念等を周知する

実施期間：令和4年8月～9月 計6回実施

【支援者研修】

対象者：ヤングケアラーへの支援に関わる関係機関職員等

目的：ヤングケアラーやその家族を適切に把握するための視点やアセスメントの方法を学ぶ

実施期間：令和4年12月～令和5年3月 計6回実施予定

(3) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

関係機関と支援団体等とのパイプ役となり、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなげられるよう、子育て支援課に2名のコーディネーターを配置しています。今年度は、市町の支援状況等を把握するため、要対協への聞き取り調査に同行するとともに、支援策等について検討しています。

3 来年度の取組方向

実態調査から明らかとなったヤングケアラーの状況等をふまえ、来年度は県民への周知・啓発や支援者向けの研修等を実施し、ヤングケアラーへの支援に取り組んでいきます。

(1) 県民向けフォーラム等の実施

ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるため、フォーラムを開催し、社会全体の機運醸成を図ります。

また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした啓発ハンドブックを作成するとともに、啓発ハンドブックを活用した出前講座を実施し、ヤングケアラーの早期把握や切れ目のない支援へつなげます。

(2) 支援者向け研修の実施

ヤングケアラー支援の質の向上に向けて、要対協の構成機関の職員等を対象に、ヤングケアラーの概念や早期把握のための着眼点、発見後の支援機関へのつなぎ方など、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修を実施します。

(3) ヤングケアラー・コーディネーターによる市町の支援

令和4年度に引き続き子育て支援課に2名のコーディネーターを配置し、実態調査において子どもの実態を把握していない、または該当する子どもがいないと回答した市町を中心に、他の市町の支援状況や方法等について情報共有を行うとともに、アセスメントシートやガイドラインなどを紹介しながら、市町のノウハウの蓄積や継承に向けた支援を充実します。

要対協における「ヤングケアラー」への対応に関する アンケート調査結果（速報値）

令和4年7月に県内29市町の要対協に実施したアンケート調査結果の主な概要は、次のとおりです。

1 ヤングケアラーと思われる子どもの件数

○要対協における令和3年度ケース登録件数（合計5,586件）のうち、ヤングケアラーと思われる子どもの件数 合計106件（1.9%）

＜内訳＞

- ・要保護児童（保護者が虐待している児童等、保護者に監護させることが不適当と認められる児童）ケース登録件数 55件
- ・要支援児童（虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要と認められる児童）ケース登録件数 51件
- ・特定妊婦ケース登録件数 0件

○要対協登録ケース以外で、主に学校等からヤングケアラーと思われる子どもとして情報提供や報告等があり、市町で見守りを行っているケースの件数 49件

➢ヤングケアラーと思われる子どもの件数は、要対協登録ケースと要対協登録外ケースを合わせると、全体で155件でした。

2 ヤングケアラーと思われる子どもの状況

○要対協登録ケースにおけるヤングケアラーと思われる子どもの家庭の状況

- ・ひとり親家庭 45件（42.5%）
- ・生活困窮家庭 34件（32.1%）

○要対協登録ケースにおけるケアを必要としている人の状況（上位3つ）

- ・「幼い」 62件（58.5%）
- ・「精神疾患（疑い含む）」 36件（34.0%）
- ・「知的障がい」 13件（12.3%）

➢ヤングケアラーの家庭は、ひとり親家庭や生活困窮家庭が多いことや、ヤングケアラーは幼い家族の世話をする割合が高いことがわかりました。

3 ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

○ヤングケアラーと思われる子どもの実態の把握

- | | |
|--------------|----------------|
| ・把握している | 19 市町 (65. 5%) |
| ・把握していない | 3 市町 (10. 3%) |
| ・該当する子どもがいない | 7 市町 (24. 1%) |

➤ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握している市町の割合は 65. 5% で、国の全国調査（令和 2 年度）で「実態を把握している」と回答した市町村の割合（30. 6%）を大きく上回りました。

➤一方で、把握していないと回答した市町からは、その理由として「家庭内のことでの問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」、「ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない」などの回答がありました。

4 早期把握や支援にあたっての課題

○ヤングケアラーである可能性を早期に確認するうえで課題と考えること（上位 3 つ）

- | | |
|---|--------|
| ・家庭内のことでの問題が表に出にくく、子どものヤングケアラーとしての状況の把握が難しい | 72. 4% |
| ・ヤングケアラーである子ども自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していない | 69. 0% |
| ・要対協の構成職員において、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識が不足している | 37. 9% |

○ヤングケアラーと思われる子どもに対して支援をする際、課題と考えること（上位 3 つ）

- | | |
|--|--------|
| ・家族や周囲の大人に子どもがヤングケアラーである認識がない | 75. 9% |
| ・既存の公的サービスやインフォーマルサービスでは、利用できるものがなく、具体的な支援方策を検討しにくい | 58. 6% |
| ・子ども自身がケア（食事の世話等）にやりがいを感じていたり、自身の状況を問題と認識しておらず、支援を求めない | 41. 4% |

➤市町におけるヤングケアラーの把握や支援の難しさの背景には、子ども自身や家族、周囲の大人がヤングケアラーという問題を認識していないといった課題があるため、ヤングケアラーを早期に把握し、適切な支援につなげるためには、広く県民の理解を深めるための周知・啓発など、ヤングケアラーの認知度の向上に向けて取り組んでいく必要があります。

【所管事項説明】

2 いじめの重大事態に係る三重県いじめ調査委員会の調査について

1 概要

令和2年5月に県立高等学校において発生したいじめによる不登校重大事態について、いじめ防止対策推進法に基づき、三重県いじめ調査委員会において令和4年10月24日から再調査を開始しました。

2 経緯

被害生徒が平成31年4月に高校へ入学して間もなく、同じ高校在学の生徒からのいじめ行為を訴え、夏休み明けに不登校となり、同年（令和元年）12月31日に転学に至りました。その後、当該高校は、被害生徒保護者からの重大事態として調査を求める旨の申し入れを受け、校内いじめ防止委員会において、被害生徒や周囲の生徒、教員への聞き取りを実施した結果、被害生徒がいじめであると訴えた行為の一つについて、実際に行為が行われたであろうことを確認しました。

これにより、当該高校は、令和2年5月13日にいじめ重大事態と判断し、第三者調査委員会を設置し、不登校・転学に至るまでの事実関係（中学校時代における事実関係を含む。）及び背景などを調査し、令和3年1月28日に調査報告書を取りまとめました。当該報告書では、中学校での出来事を含め3名の行為がいじめと認定されるとともに、学校等の対応の問題点や再発防止に向けた提言が示されました。

一方、令和4年2月24日に当該報告書が公表された後、被害生徒保護者から、知事部局が行う再調査の窓口である子ども・福祉部に対して、いじめの事実関係についての調査に不十分な内容があるとして、再調査の申し入れがありました。

3 再調査の必要性

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省）に照らし、今回の事例に係る再調査の必要性を検討した結果、事前に被害生徒・保護者と確認した調査事項について、調査に不十分な点があることから、知事部局において再調査を行う判断をしました。

4 今後の予定

令和4年10月24日に開催した第1回三重県いじめ調査委員会では、再調査の進め方等について議論しました。

現在、初期調査として委員による被害生徒及び被害生徒保護者への聞き取りや関係資料の収集を行っており、当該聞き取り内容等をふまえ、第2回委員会では、調査対象者の範囲や調査内容について、検討を行う予定です。

(参考)

1 いじめ防止対策推進法に基づく調査について

(1) 教育委員会における調査

いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)により、いじめの重大事態について、学校の設置者又はその設置する学校は、事実関係を明確にするための調査を行うものとされています。(法第28条第1項)

(2) 知事部局における再調査

知事は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて(1)の調査結果について再調査を行うことができます。このため、三重県では、当該再調査を行う附属機関として、子ども・福祉部に「三重県いじめ調査委員会」を設置しています。

また、当該再調査を行ったとき、知事はその調査結果を議会に報告しなければならないとされています。(法第30条第2項及び第3項並びに第31条第2項)

(3) 再調査を行う必要性の判断基準

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省)第10 地方公共団体の長等による再調査において、「例えば、以下に掲げる場合は、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が不十分である可能性があるため、地方公共団体の長等は、再調査の実施について検討すること。」と規定されています。

- ①調査等により、調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合又は新しい重要な事実が判明したもののに十分な調査が尽くされていない場合
- ②事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合
- ③学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合
- ④調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合

2 三重県いじめ調査委員会 委員名簿

(五十音順)

名前	所属等
大日方 真史	国立大学法人三重大学教育学部准教授
久納 一輝	三重県立子ども心身発達医療センター医療部医長
小池 敦 (副委員長)	三重県立看護大学教授
庄山 哲也 (委員長)	三重弁護士会推薦弁護士
竹村 浩	特定非営利活動法人三重県子どもNPOサポートセンター事務局長
本江 優子	公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長

【所管事項説明】

3 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」 (最終案)について

1 計画策定の経緯

「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」については、10月に中間案を策定し、医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明したところです。

この度、パブリックコメント等で寄せられた意見や三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会での検討をふまえ、別冊のとおり最終案をとりまとめました。

2 最終案の概要

13頁のとおり

3 中間案からの主な変更点

第4次までの当計画では「総括目標」と「個別目標」について指標を定め、「総括目標」の指標については「e-モニター調査」を活用して、県民のユニバーサルデザインに関する意識を調査してきましたが、同調査が令和4年度限りで廃止されることになりました。

これに伴い、第5次計画では、取組の進捗や成果をきめ細かく把握できるよう、目標とする指標を見直し、計画の推進を図っていくこととします。

ハートの取組

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり

【目標】

	指標	現状値	令和8(2026)年度 の目標値
1	県・市町及びUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	68校/年	78校/年
2	県・市町及びUD団体等がイベント等で実施するユニバーサルデザインに関する啓発回数	30回/年	40回/年
3	県・市町及びUD団体等が実施するユニバーサルデザインのまちづくりの研修の実施回数	23回/年	33回/年
4	「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,489区画	4,820区画
5	ヘルプマークに関する啓発回数【新規】	30回/年	43回/年
6	人権尊重意識の高揚を図る人権啓発講座等の参加者数	618人/年	1,000人/年
7	手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者通訳・介助員の県への登録者数	226人	266人

	指標	現状値	令和8（2026）年度の目標値
8	ユニバーサルデザインに関する学習を行った県立学校の割合【新規】	74.1%	80%
9	県が主催する障がい者スポーツ大会等への参加者数【新規】	3,800人 (平成30年度)	4,200人
10	チームオレンジ整備市町数【新規】	4市町	29市町

○現状値は、原則として令和3（2021）年度の数値を記載しています。

ハードの取組

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり

【目標】

	指標	現状値	令和8（2026）年度の目標値
1	安全に移動できる歩道整備延長	1,361km (令和4年度末見込)	1,373km
2	一日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅及び一日あたりの平均利用者数2,000人以上3,000人未満で基本構想に位置付けられた駅（34駅）のうち、段差の解消、内方線の整備、バリアフリートイレの設置がされている駅（※1）	31駅	34駅
3	駅でICカードが利用できる中小民鉄及び第三セクター鉄道事業者数【新規】	1事業者	3事業者
4	タクシーのうちUDタクシーの割合【新規】	7% (令和2年度)	29%
5	乗合バスのうちバリアフリー対応バス車両（※2）の割合【新規】	81% (令和2年度)	100%
6	県・市町が実施する「UD条例」等についての施設整備担当者・管理者向けの啓発活動、研修等の実施回数	1回/年	4回/年
7	商業施設等でバリアフリー化された施設数（累計）	3,382施設	3,832施設

○現状値は、原則として令和3（2021）年度の数値を記載しています。

※1 指標の対象駅は、コロナ禍前の直近の一日あたり平均利用者数をもとに抽出しています。

※2 バリアフリー法に基づく移動等の円滑化基準に適合するバス車両

ソフトの取組

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進
【目標】

	指標	現状値	令和8（2026）年度の目標値
1	「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に関する啓発回数【新規】	11回/年	18回/年
2	SNS等を活用したユニバーサルデザインに関する情報提供回数【新規】	4回/年	12回/年
3	「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づく相談支援件数【新規】	7件/年	27件/年
4	「UDイベントマニュアル」に関する啓発回数【新規】	11回/年	16回/年

○現状値は、原則として令和3（2021）年度の数値を記載しています。

4 中間案へのパブリックコメント、市町・UD団体等からの主な意見について
（1）最終案への反映状況

	パブリックコメント (R4.10.13～R4.11.11)	市町・UD団体等
計画に反映するもの	4件	11件
既に計画に反映しているもの		1件
今後の施策や事業の実施において参考とするもの	10件	1件
計画に反映することが難しいもの	1件	2件
その他		1件
計	15件	16件

（2）主な意見に対する考え方

ア ユニバーサルデザインのまちづくりを担う人材育成について

【意見】

UD団体の構成員の高齢化と担い手不足は重要な課題であると考えられるため、人材育成について重点的に記載してはどうでしょうか。

【考え方】

UD団体は学校出前授業等での講師としての参加や各種イベントでの啓発活動の実施など、ユニバーサルデザインの普及啓発に寄与しています。

県としても、UD団体が開催するUDアドバイザー養成講座への講師派遣等の支援により、引き続きUD団体と協働し人材育成を進めることとしており、最終案（別冊）の41頁にその旨を追記しました。

イ だれもが利用しやすい行政サービスの提供について

【意見】

避難所における要配慮者として「性的マイノリティ（L G B T Q +）」を明記し、性的マイノリティのニーズもふまえ、「避難所運営マニュアル策定指針」を改訂してください。

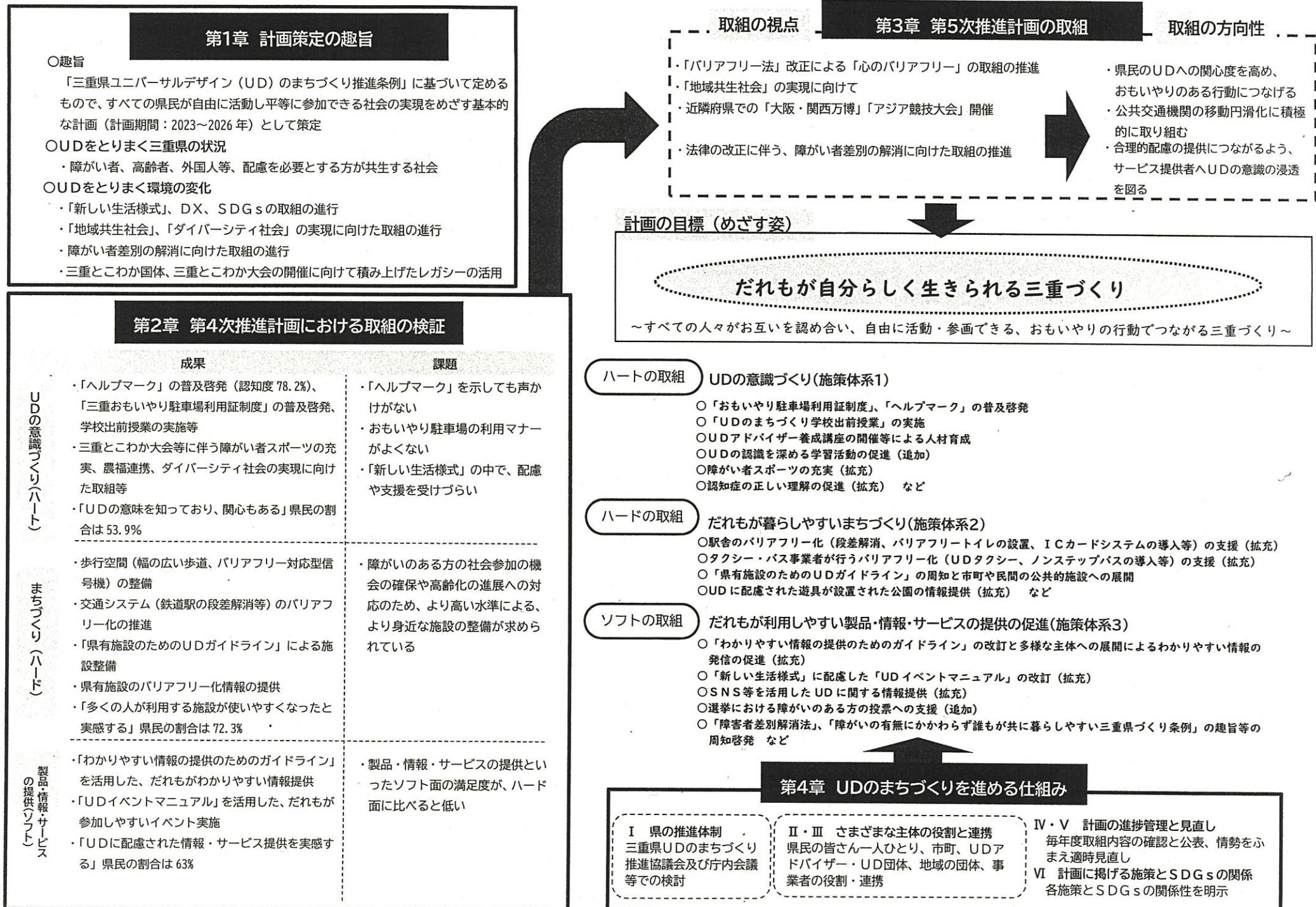
【考え方】

性的マイノリティの方の避難所での対応については、国においてもガイドライン等が定められていない現状をふまえ、さまざまな避難者の多様なニーズをふまえたサポート体制の整備についても検討を行う旨、最終案（別冊）の52頁に追記しました。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年	12月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（最終案の説明）
令和5年	2月	議案提出
	3月末	次期計画の策定

第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2023-2026)(最終案)の概要



【所管事項説明】

4 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年9月15日～令和4年11月20日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和4年9月30日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委 員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	三重県社会的養育推進計画について
5 調査審議結果	三重県社会的養育推進計画について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和4年10月14日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第56条に基づく児童福祉施設の入所費用の負担免除に関する審議を行った。 その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和4年10月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他4名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	8名（新規7名）の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和4年10月24日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委 員 小池 敦 他3名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒の不登校重大事態事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和4年11月16日
3 委員	会長 松浦 直己 委員 青山 弘忠 他10名
4 諮問事項	1 部会の審議内容について 2 子どもの貧困対策について 3 子どもを虐待から守る条例に基づく年次報告書について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和4年11月18日
3 委員	会長 白石 葉子 委員 松井 保偉 他9名
4 諮問事項	1 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（最終案）について 2 「三重おもいやり駐車場利用証制度」について 3 その他
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	